

【重点課題2】生きがいくりと介護予防の推進

取組方針

高齢者のライフスタイル（暮らし方、生き方）に応じた生きがいくり及び就労を支援するために、高齢者の多様性・自主性を尊重しながら、高齢者の知恵や経験、技能を、就労や社会参画など、社会の様々な分野に生かす取組を推進します。

また、高齢者が要介護状態になることをできる限り予防するとともに、要介護状態になっても状態が悪化しないよう維持・改善を図るため、日常生活のなかでの自主的な取組を通じて高齢者が主体的に健康づくりに取り組めるよう、活動の場の提供に努め、保健センターにおける健康づくりの推進事業や、地域包括支援センターの保健師等による介護予防に関する知識・情報の普及啓発を進めます。

【施策の体系】

施策・事業数 34(うち、新規3)

1 高齢者の生きがいくり及び就労の促進

(1) 多様な生きがいくりの推進

- 201 「第2期京都市市民参加推進計画」に基づく取組の推進
- 202 高齢者の社会参加促進に向けた事業の実施
- 203 市民ニーズに対応し、かつ持続可能な敬老乗車証のあり方の検討<新規>
- 204 老人クラブ活動の活性化の推進
- 205 老人福祉センターをはじめとする身近な地域での活動の場の提供
- 206 生きがいくりを支援するための保養の場等の提供
- 207 生きがいくり支援施設のあり方の検討
- 208 スポーツリエゾン京都による市民との協働型事業の推進<新規>
- 209 多様な趣味・生涯学習の参加機会の確保・拡充
- 210 自主的グループの活動支援と情報提供
- 211 高齢者の多様な能力を生かす「知恵シルバーセンター」の運営

(2) 高齢者の就労支援

- 212 シルバー人材センター事業の充実
- 213 働くことを希望する高齢者が就業できる環境づくりの推進
- 214 企業退職者と専門技術を必要とする中小企業等とのマッチング支援

2 自主的な介護予防の取組の推進

(1) 自立支援のための介護予防ケアマネジメント体制の充実

- 2 1 5 地域包括支援センターへの支援
- 2 1 6 地域包括支援センターにおける二次予防事業対象者への介護予防ケアマネジメント
- 2 1 7 地域介護予防推進センター事業の充実
- 2 1 8 介護予防サービス事業者の指定状況やサービス内容についての情報提供

(2) 地域支援事業による介護予防サービスの提供

- 2 1 9 多様な経路からの二次予防事業対象者の早期発見
- 2 2 0 地域包括支援センターでの二次予防事業対象者への介護予防サービス利用勧奨
- 2 2 1 地域介護予防推進センターによる二次予防事業対象者向けの介護予防サービスの提供
- 2 2 2 地域介護予防推進センターによる一般高齢者向け介護予防サービスの提供
- 2 2 3 介護予防の普及・啓発
- 2 2 4 地域における自主的な取組への支援
- 2 2 5 介護予防事業の評価の実施

(3) 主体的な健康づくりの推進

- 2 2 6 保健センターにおける健康教育やがん検診等の推進
- 2 2 7 保健センターにおける健康づくりサポーター等の育成の推進
- 2 2 8 地域での自主的な健康づくり活動支援<新規>
- 2 2 9 地域保健の推進
- 2 3 0 生涯を通じた食育や口腔ケアの推進
- 2 3 1 こころの健康づくり施策の実施
- 2 3 2 保健・医療分野における人材の資質向上と育成

(4) 予防給付による介護予防サービスの提供

- 2 3 3 自立支援に向けた予防給付ケアマネジメントへの支援
- 2 3 4 介護予防支援事業者の適正な運営への支援

1 高齢者の生きがいきづくり及び就労の促進

(1) 多様な生きがいきづくりの推進

高齢者の社会参加を促進するため、高齢者の多様性・自主性を尊重し、これまでから実施している事業については、参加者のニーズに応じた内容の見直しや事業の活性化を促進するとともに、自主的グループの活動の立ち上げや活動内容に関する情報提供等の充実を図り、社会参加のきっかけづくりを支援します。

また、高齢者がこれまで培ってきた知恵や経験、技能を社会の様々な分野に生かす取組を進めます。

〔施策・事業〕

201 「第2期京都市市民参加推進計画」に基づく取組の推進

「第2期京都市市民参加推進計画」に基づき、参加と協働により、豊かで活力ある地域社会を実現するため、制度の趣旨に沿った取組を着実に推進するとともに、市民参加の成果を市民に広げ、多様な主体が連携する協働のまちづくりを進めます。

202 高齢者の社会参加促進に向けた事業の実施

高齢者の社会参加を促進するうえで、高齢者の意識の向上を促し、参加意欲の高揚につなげていくため、市民すこやかフェアを開催するとともに、全国健康福祉祭（ねんりんピック）へ代表団を派遣します。また、様々な社会活動に参加し、生きがいきづくりに役立てていくことを目的として市バス・地下鉄等の敬老乗車証を交付します。

203 市民ニーズに対応し、かつ持続可能な敬老乗車証のあり方の検討〈新規〉

敬老乗車証制度を持続可能で、かつ、利用者のニーズ、実態に即した、より利便性の高い制度とするための総合的な検討を行います。

204 老人クラブ活動の活性化の推進

近年、クラブ数及び加入率が微減傾向にある老人クラブについて、京都市老人クラブ連合会で取り組んでいるリーダーの育成や若手会員の加入促進、他世代との交流、ボランティア活動の推進等を通じた活動内容の充実や会員拡大に向けた活動の活性化に対して、一層の支援を行います。

205 老人福祉センターをはじめとする身近な地域での活動の場の提供

高齢者が身近な地域で活動できるよう、老人福祉センター、老人いこいの家、老人クラブハウス等の活動の場を提供します。老人福祉センターでは、教室や講習修了者に対し、同好会を設け、引き続き活動の支援を行います。

206 生きがいつくりを支援するための保養の場等の提供

生きがいつくりと健康づくりを支援するため、高齢者の保養や健康増進の場として、老人保養センター、洛西ふれあいの里保養研修センター、久多いきいきセンター等を運営します。

207 生きがいつくり支援施設のあり方の検討

洛西ふれあいの里保養研修センターについて、公設の宿泊施設の必要性を再検証し、宿泊部門の休廃止を含めた施設のあり方の検討を行うとともに、他の生きがいつくり支援施設についても、利用者のニーズや社会情勢の変化を的確に捉え、高齢者の生きがいつくりに資する施設のあり方やその必要性について検討を行います。

208 スポーツリエゾン京都による市民との協働型事業の推進<新規>

スポーツリエゾン京都（京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議）において、人的交流や情報交流を広め、スポーツ団体間、世代間に連携・協力関係を形成、発展させ、人とひととの絆を深める協働型事業を実施し、スポーツを通じてだれもがいきいきと暮らすことのできるまちづくりを推進します。

<スポーツリエゾン京都交流会>



209 多様な趣味・生涯学習の参加機会の確保・拡充

市内を中心に開催されるイベントや講演会、展覧会などの生涯学習情報をインターネットにより発信する「京（みやこ）まなびネット」を運用し、学習機会の拡充を図ります。また、生涯学習総合センターや生涯学習総合センター山科での教養講座や趣味の講習等の実施、京都市図書館では約180万冊の蔵書やDVD等の視聴覚資料を揃えるとともに、図書館のオンライン化等により、どの図書館からでも全館の資料を検索・予約・貸出・返却できるネットワーク「京（みやこ）ライブラリーネット」によるサービスを実施するなど、生涯学習の場を提供します。

<京（みやこ）まなびネット（トップページ）>



210 自主的グループの活動支援と情報提供

長寿すこやかセンターにおいて、自主的グループやサークルの設立・運営について助言等を行うとともに、自主的グループ活動に関する情報を収集し、広報誌やインターネットを通じて情報提供することで、高齢者の仲間づくりや社会参加の促進を図ります。

211 高齢者の多様な能力を生かす「知恵シルバーセンター」の運営

高齢期を迎えつつある団塊の世代をはじめ、元気な高齢者がこれまで培ってきた知恵や経験、技能を社会の様々な分野に生かす「知恵シルバーセンター」を運営し、高齢者がいきいきと活躍する環境づくりを進めます。

【数値目標】

目標指標	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規紹介件数 (マッチング件数)	150件	165件	180件	200件

※ 平成23年度末実績（見込み）から毎年度10%の増加を目標とする。

(2) 高齢者の就労支援

平成25年度には4人に1人が高齢者になると見込まれる中、世代間の支え合いのほか、生涯現役で社会貢献できる環境づくりを推進していきます。

〔施策・事業〕

212 シルバー人材センター事業の充実

高齢者が長年にわたり培ってきた知識や経験等を生かしながら、臨時的・短期的な就業機会を提供しているシルバー人材センターの会員数や契約高の更なる増加、多種多様な分野における就業機会の拡大、会員の創意工夫を取り入れた事業の充実に向けた支援を行います。

213 働くことを希望する高齢者が就業できる環境づくりの推進

働くことを希望する高齢者が就業できるよう、雇用行政、労働行政を担う国や京都府との連携を図りながら、雇用の維持・確保に努めます。

また、「知恵産業」の創造支援に取り組むとともに、市民生活を支える雇用の創出を図ります。

214 企業退職者と専門技術を必要とする中小企業等とのマッチング支援

地域プラットフォーム事業「企業OB人材の活用」や「中小企業ものづくり技術者支援事業」等を実施し、ベンチャー・中小企業の諸課題（海外取引、知財管理、資産技術指導、販路開拓、研究開発支援、省エネ、資源問題等）を解決するため、企業とOB人材のマッチングを進めます。

2 自主的な介護予防の取組の推進

(1) 自立支援のための介護予防ケアマネジメント体制の充実

地域包括支援センター等で行う介護予防ケアマネジメントで、事前のアセスメントを通して、対象者の介護予防に関する理解を支援するとともに、その方の生活において、何ができたらよいのか、自立支援のための具体的な目標を本人と共有し、意欲の向上を促進します。

〔施策・事業〕

215 地域包括支援センターへの支援

自立支援に向けた適切な介護予防ケアマネジメントにより介護予防サービスを提供できるよう、地域包括支援センターへの助言・指導を行います。

216 地域包括支援センターにおける二次予防事業対象者への介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターが、二次予防事業対象者への介護予防ケアプランを作成するに当たって、利用者の個々の状態に応じ、自立支援のための具体的な目標を利用者の意向を踏まえて設定し、適切なサービス利用に向けた介護予防ケアプランの作成に努めます。

217 地域介護予防推進センター事業の充実

二次予防事業対象者や一次予防事業対象者に対して、介護予防プログラムの提供や介護予防に資する基本的な知識の普及・啓発等を実施している地域介護予防推進センター事業の更なる充実により、二次予防事業対象者等が要介護状態になることを予防し、また高齢者の生きがいや自己実現のための取組を推進します。

218 介護予防サービス事業者の指定状況やサービス内容についての情報提供

利用者が自分に合った介護予防サービスを選択できるよう、介護予防サービス事業者の指定状況や運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等のサービス内容について、情報提供等の支援を行います。

（２）地域支援事業による介護予防サービスの提供

医療、保健、福祉及びその他の関係機関が連携し、要支援・要介護状態になるおそれがある高齢者（二次予防事業対象者）の実態を把握します。

また、介護予防の普及・啓発と対象者の把握を一体的に進めることで、必要な方をサービスにつなげるとともに、一人ひとりに合った効果的で質の高いサービスを提供します。

さらに、サービスを受けられた方が、サービス終了後も引き続き介護予防に取り組めるよう支援するとともに、地域全体で介護予防に関する知識とその重要性についての認識を共有し、高齢者の自主的な介護予防への取組を支援する環境づくりを行います。

〔施策・事業〕

219 多様な経路からの二次予防事業対象者の早期発見

以下の機会や連絡体制等を整備し、二次予防事業対象者を早期に発見します。

なお、対象者の把握に当たっては、誰でも簡単にチェックできるよう基本チェックリストを作成し、市民や関係者に配布します。

① 基本チェックリストによる把握

要支援・要介護認定を受けておられない65歳以上の方に「基本チェックリスト」を郵送・回収し対象者を把握します。

② 福祉サービスにおける把握

高齢者福祉に関する相談をはじめ、各種福祉サービスの提供の中で対象者を把握します。

③ 関係機関からの情報による把握

地域で活動している民生委員・児童委員や老人福祉員、学区社会福祉協議会等の関係機関や医療機関等からの情報により対象者を把握します。

④ 介護予防に関する普及・啓発を行う場での把握

介護予防に関する普及・啓発を行う様々な場で対象者を把握します。

⑤ 本人、家族、地域住民等からの情報による把握

本人や家族、地域住民等からの情報により対象者を把握します。

⑥ 要支援・要介護認定による把握

要支援・要介護認定により非該当（自立）と判定された方の中から対象者を把握します。

220 地域包括支援センターでの二次予防事業対象者への介護予防サービス利用勧奨

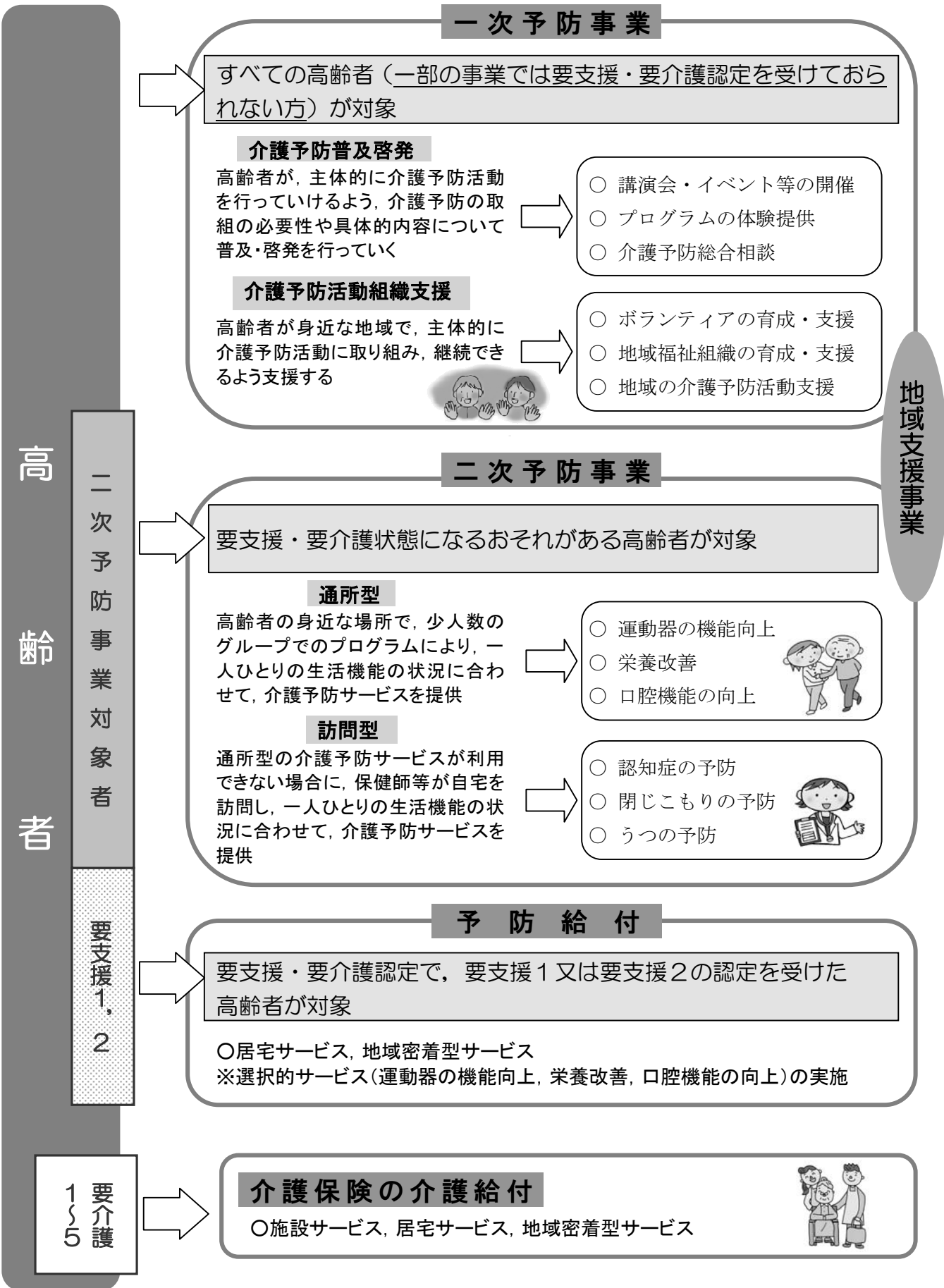
二次予防事業対象者の把握後、その情報は地域包括支援センターに集約され、センターによる相談対応等を通じて二次予防事業対象者に介護予防サービスの利用を勧奨し、必要なサービスにつなげます。

【数値目標】

目標指標	平成23年度(見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
二次予防事業参加者数	1,194人	1,437人	1,725人	2,026人

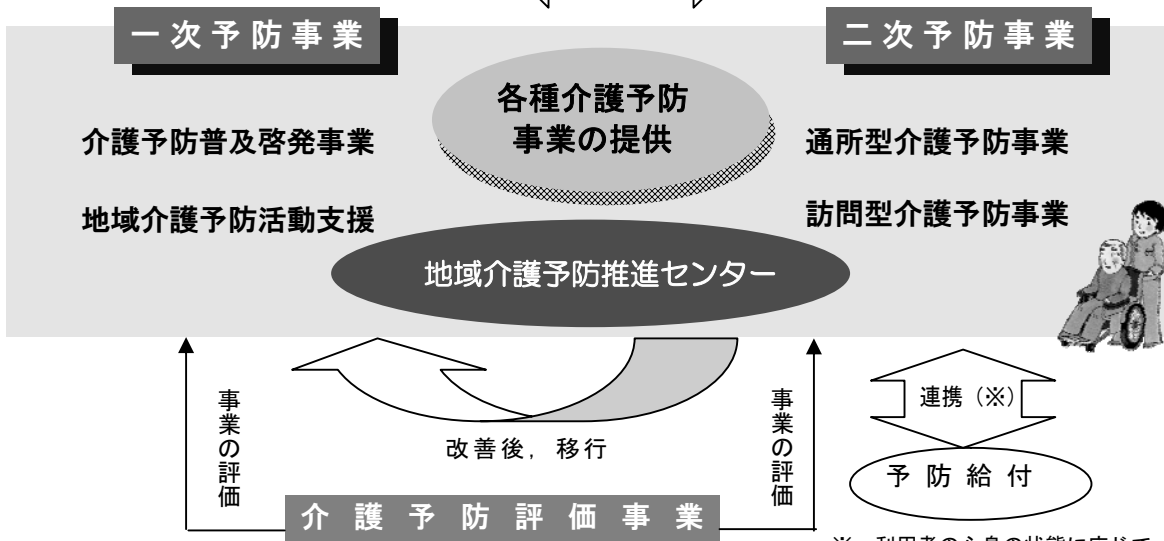
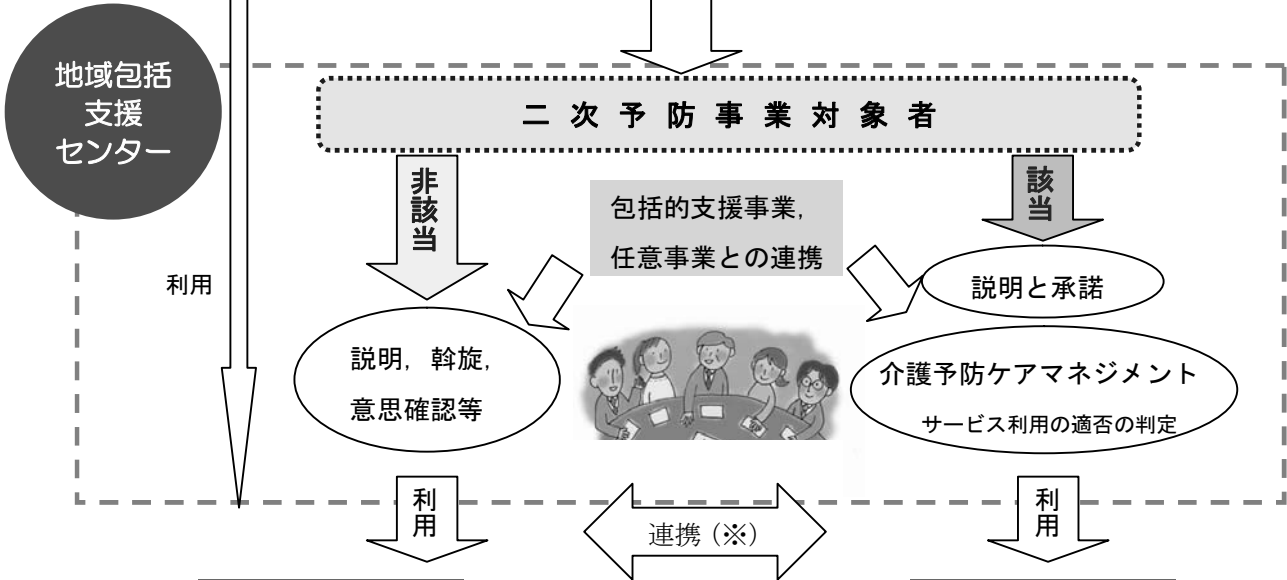
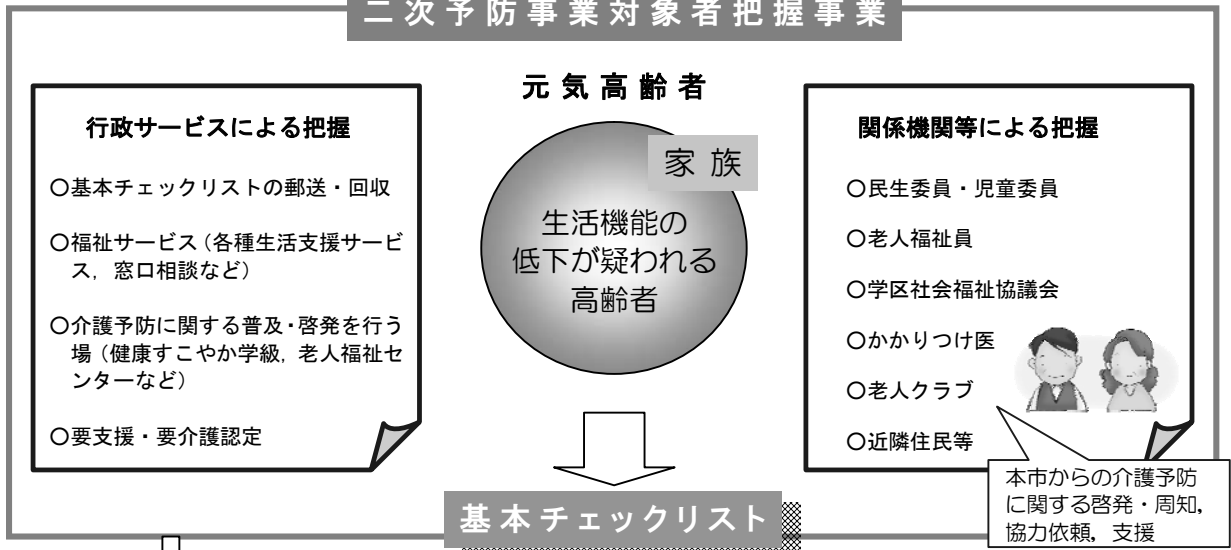
※ 対象者のうちの参加者の割合を毎年度1%増加させた人数を目標とする（P152参照）。

総合的な介護予防サービスの提供



介護予防事業(地域支援事業)の流れ

二次予防事業対象者把握事業



※ 利用者の心身の状態に応じて継続的・効果的な取組ができるよう施策間の連携を図る。

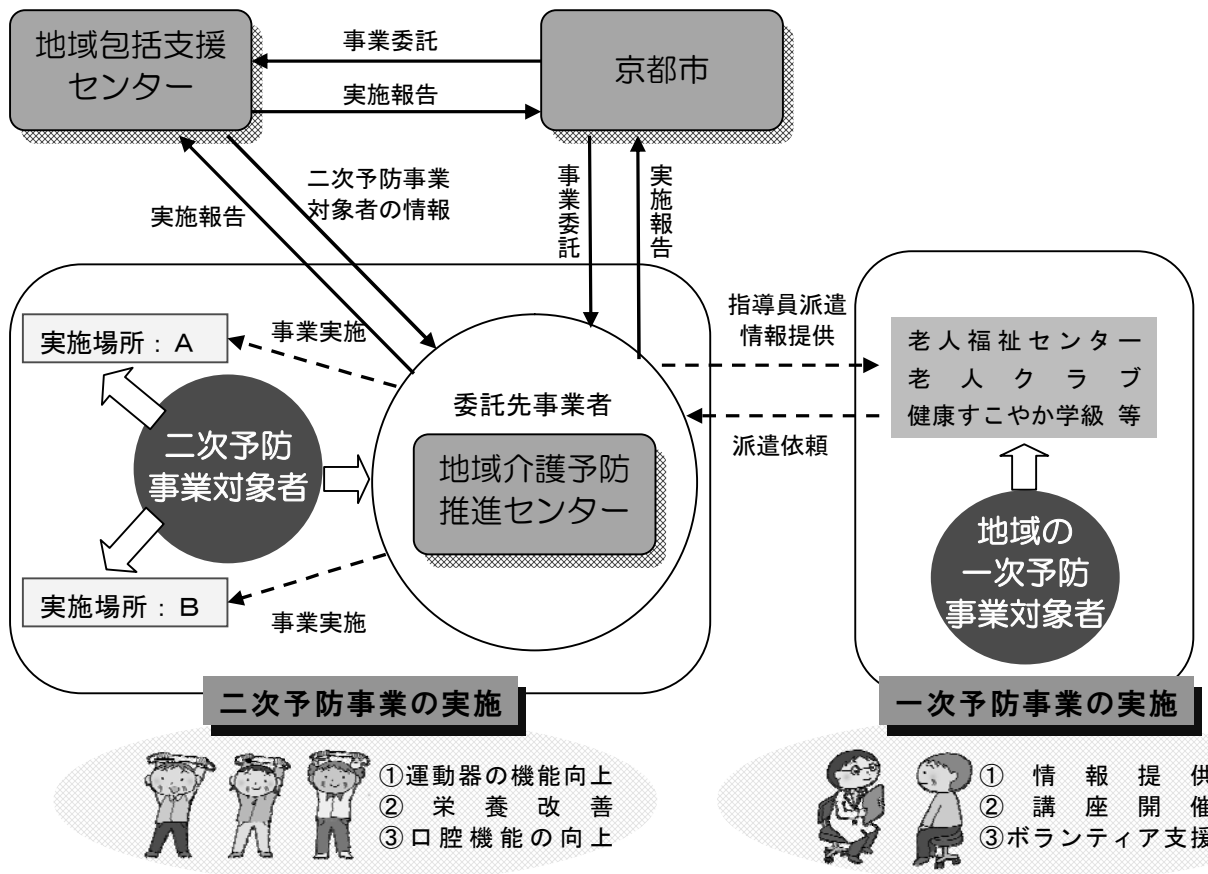
2 2 1 地域介護予防推進センターによる二次予防事業対象者向けの介護予防サービスの提供

介護予防事業の中心となる地域介護予防推進センターが、高齢者に身近な地域の会場（老人福祉センター、身近な居場所、学校の余裕教室等）において、二次予防事業対象者向けの介護予防サービス（通所型介護予防事業：運動器の機能向上，栄養改善，口腔機能の維持向上等）を提供します。また，閉じこもり，認知症，うつ等の状態やそのおそれがあり，通所型の介護予防事業の利用が困難な高齢者を対象として，地域介護予防推進センターの保健師等がその方の自宅等を訪問し，生活機能に合わせた必要な相談・指導（訪問型介護予防事業）を行います。

<介護予防事業>



地域介護予防推進センターによる事業のイメージ



2 2 2 地域介護予防推進センターによる一般高齢者向け介護予防サービスの提供

地域介護予防推進センター職員が、高齢者に身近な地域の会場（老人福祉センター、身近な居場所、学校の余裕教室等）に出向き、介護予防に関する知識や家庭でも簡易にできる介護予防の取組等の普及・啓発を目的として、一般高齢者向けの介護予防サービスを提供します。また、介護予防の自主的な取組が地域において活発に行われるよう、地域介護予防推進センター職員が、健康すこやか学級、老人福祉センター、老人クラブ等地域活動の場に出張して介護予防活動を支援します。

＜子どもたちとの交流＞



2 2 3 介護予防の普及・啓発

介護予防に関して地域全体が関心を持ち合えるようなコミュニティを形成していくため、様々な機会を捉えて情報を発信します。

また、介護予防サービスの利用者等に対して、介護予防の知識・情報、各利用者の介護予防事業の利用記録等を記載する「介護予防ファイル」を交付します。

2 2 4 地域における自主的な取組への支援

地域住民、関係機関等が介護予防の効果や重要性を認識し、虚弱高齢者の把握や介護予防プログラムへの積極的な参加を促進するとともに、地域ぐるみで主体的に介護予防活動に取り組めるように支援を進めます。

2 2 5 介護予防事業の評価の実施

介護予防評価事業を実施し、介護予防サービス事業全体として効果的な内容であるかなどの検証を行います。

(3) 主体的な健康づくりの推進

生活習慣病につながる危険性の高いメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)該当者及び予備群を減少させるため、健康づくりの拠点である保健センター・支所が中心となり、健康づくりに向けた正しい知識の普及と、市民一人ひとりが気軽に、主体的に取り組める健康づくり活動を展開していきます。

また、疾病の早期発見のために、各種検診を受診することの重要性を一層普及していきます。

〔施策・事業〕

226 保健センターにおける健康教育やがん検診等の推進

すべての市民が心身ともに健やかに暮らせるまち京都を目指し、保健センター・支所で以下の生活習慣病等を予防する施策等の充実に努めます。

① 健康づくりファイルの交付

健康診査や治療等の記録、生活習慣病等の予防に関する事項を記入するファイルを交付し、健康に関する自己管理を促進します。

② 健康相談の実施

家庭における健康管理に役立てるため、医師等が健康に関する個別の相談に応じて必要な指導・助言を行います。

③ 健康診査の実施

生活習慣の危険因子を把握するとともに疾病を早期に把握し、健康管理に役立てるため、各種がん検診(胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん)や骨粗しょう症予防健康診査を実施し、受診しやすい健康診査体制づくりに努めます。

④ 健康教育の実施

疾病の予防や健康に関する正しい知識を普及し、健康づくりへの意識を高めるために、集団的な健康教育に加えて、喫煙者等に対して個人の状態に応じた個別健康教育を実施します。

⑤ 訪問指導の実施

保健師が各家庭を訪問して、健康づくりに必要な保健指導を実施します。

227 保健センターにおける健康づくりサポーター等の育成の推進

保健センター・支所が実施する健康づくりに関する各種教室や事業を通じて、地域において運動、口腔保健、食育等を実践する市民を育成するとともに、互いに支えあって自ら健康づくりに取り組む自主グループの拡大を図り、市民が主体となった健康づくりを活性化します。

228 地域での自主的な健康づくり活動支援<新規>

より多くの高齢者の方に介護予防活動に参加いただけるよう、高齢者の身近な活動拠点に、地域包括支援センターや地域介護予防推進センターの保健師等専門職を派遣し、認知症予防や運動機能の向上を図るとともに、相談等を通して、生活機能の低下がみられる方の把握や認知症の早期発見につなげます。

229 地域保健の推進

保健センター・支所において、地域の健康課題に応じた保健施策の展開と、医療、保健等に関する情報の収集、分析、市民への情報提供に努め、質の高い保健サービスの提供を図ります。また、保健センター事業の推進に当たっては、地域の保健衛生関連団体その他の市民の参画の下、具体的な問題や課題について協議を行います。

230 生涯を通じた食育や口腔ケアの推進

生涯を通じた健康づくりや生活習慣病の予防を目的に、食を通じて一人ひとりが健康に過ごせるよう、栄養士等による栄養・食生活に関する相談指導を実施します。

また、歯科医師・歯科衛生士等の指導に基づく歯と口、入れ歯等の口腔ケアの一層の推進により、口腔機能の維持・向上はもとより、歯と口の健康状態に起因する様々な全身性の病気の予防を図ります。

231 こころの健康づくり施策の実施

心身の疲労、悩み等からくるストレスを軽減し、うつ病等のこころの病気を予防していきいきとした生活が送れるよう、保健センター・支所やこころの健康増進センターにおける精神保健福祉相談において、個別に相談に応じるとともに、こころの健康づくりについて正しい知識の普及・啓発に努めます。

232 保健・医療分野における人材の資質向上と育成

保健・医療の専門知識や技術の習得のため、研修会の実施や調査研究への参画により保健サービスを提供する職員の資質向上に努めます。また、保健医療分野における専門職の養成施設から保健センターでの実習を受け入れ、人材育成に寄与します。

(4) 予防給付による介護予防サービスの提供

要支援1・2の認定を受け、支援が必要な方に、予防給付（介護予防サービス）を提供します。

サービスの提供が利用者の状態の改善や重度化の予防に繋がるよう、予防給付のケアマネジメントを行う介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に対して助言・指導等を行い、利用者に適切なサービスが提供されるよう支援します。

〔施策・事業〕

233 自立支援に向けた予防給付ケアマネジメントへの支援

介護予防支援事業者（地域包括支援センター）が作成する介護予防ケアプランが、利用者の個々の状態や意向を踏まえ、自立支援のための具体的な目標が設定されたものとなるよう助言・指導を実施し、予防給付のケアマネジメント向上のための支援を行います。

また、介護予防支援事業者における予防給付のケアマネジメント業務を的確に行えるよう、関係団体とも連携を図りながら、活動を支援します。

234 介護予防支援事業者の適正な運営への支援

介護予防支援事業者（地域包括支援センター）の事業運営が適正に行われるよう、定期的に予防給付のケアマネジメントの実施状況について報告を求め、各事業者の運営状況を把握・確認するとともに、必要に応じて実地指導を行います。